平成２２年（フ）第８２号
神戸市北区有野台５丁目１番Ｂ25棟101号
債務者　山口　正高
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３号
神戸市北区有野台５丁目１番Ｂ25棟101号
債務者　山口　道子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４７号
神戸市須磨区禅昌寺町１丁目５番５号、従前の住所大阪府寝屋川市点野５丁目２番50号
債務者　あずまやこと　東　　太
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８号
神戸市須磨区禅昌寺町１丁目５番５号、従前の住所大阪府寝屋川市点野５丁目２番50号
債務者　東　優理子
1　決定年月日時　平成22年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８号
奈良県吉野郡大淀町大字桧垣本2250番地の６
債務者　栗林　節子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第９号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕1102番地の１
債務者　吉川　裕雄
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１０号
奈良県高市郡高取町与楽1160番地、住民票上の住所奈良県五條市岡口１丁目８番23号
債務者　森本　美昭
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第１１号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕660番地の１
雇用促進住宅２棟102号
債務者　辻垣　信義
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２１年（フ）第４７７号
宮崎市大字赤江409番地　市営住宅153棟３号
債務者　河野　智昭
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５６９号
宮崎市源藤町原田365番地　広栄アパート307号
債務者　下津　祐樹
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５７８号
宮崎市生目台東３丁目19番地１　県営住宅４棟20号
債務者　竹内　卓也（旧姓白川）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６３３号
宮崎市高岡町浦之名4225番地２、住民票上の住所宮崎市高岡町浦之名4217番地13
債務者　山下　智美（旧姓杉野）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５９号
宮崎市吉村町下別府乙30番地１　第一清水マンション103号
債務者　徳井　恵美
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７１８号
宮崎市淀川３丁目３番11号　日栄コーポ502号、前住所宮崎市中村西３丁目１番７号　成松マンション501号
債務者　白石美千代（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７２３号
宮崎県西都市中央町２丁目19番地
債務者　松浦　美幸
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月７日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１０号
鹿児島県志布志市志布志町志布志536番地５
債務者　徳永　貞子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月10日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係